月刊ハローワーク通信

ハローワーク秋田のイベント･情報などを紹介する広報紙です

≪2023. 8 月号≫

発行：〒010-0065 秋田市茨島 1-12-16
ハローワーク秋田（電話 018-864-4111）

ハローワーク秋田の
各種情報はこちら↓

当所へ電話でお問い合わせの際は、部門コード（問い合わせ先右端の【】内）を押してください。

８月はＡターン就職促進月間です

ハローワーク秋田では、Ａターン就職を希望する方が帰省するこの時期に合わせ、「Ａターン相談窓口」を設置します。

Ａターン相談窓口設置日

8月10日(木)～15日(火)　8:30～17:15

※８月１１日（金・祝）～８月１３日（日）は閉庁日です。

お問い合わせ先	ハローワーク秋田　紹介第三部門　【４１＃】

あきたまるごとＡターンフェア　のご案内

開催日時　令和5年8月12日(土)11:00～15:00（開場10:50）

場　所　秋田テルサ　1階　体育館
秋田市御所野地蔵田3丁目1－1

対　象　秋田県内で就職を希望する全ての方
社会人･学生･そのご家族･知人

内　容
- 企業との面談
- Aターン就職、移住相談
- 市町村･団体との相談
- 学生就活相談
- 職業適性診断
- 企業パンフレットコーナーあり

その他　入場無料、服装自由

お問い合わせ先：秋田県ふるさと定住機構　TEL：018－826－1731

主催：秋田県・秋田労働局・秋田市、公益財団法人秋田県ふるさと定住機構

Aターン人材をお探しの企業をサポートします！

Aターン就職マッチング支援サイト

あきた就職ナビ

企業向けサービスのご案内

登録・ご利用はすべて無料！

A1 Aターン登録者情報を閲覧できる！
常時マイページ上で最新の登録者情報を閲覧できます。

A2 希望の登録者にオファーができる！
登録者情報は、希望勤務地や所持資格等で検索できます。
希望の登録者には、直接メッセージを送れる「応募リクエスト制度」があります。
※Aターン登録者（社会人）が秋田県内で面接した場合、登録者に交通費助成あり

A3 Aターンフェアに出展できる！
登録するとAターン希望者と直接面談できる「Aターンフェア（東京・秋田）」や、
会社にいながらオンラインで面談できる「オンラインAターンフェア」に出展できます。
フェアに出展できるのは「あきた就職ナビ」登録企業だけです。

A4 企業の魅力やPR、求人情報を発信できる！
「あきた就職ナビ」ホームページでは、通常の求人票には載せきれない
企業の魅力やPR情報を盛り込んで掲載できます。

A5 マッチングメールで登録者の新着情報を受け取れる！
登録求人と同職種を希望している登録者の新着情報をメールでお知らせします。

A6 登録者から求人応募が届く！
Aターン登録者からナビを通して求人応募が届きます。

ご登録は「あきた就職ナビ」から！

1. トップページの「企業専用入口」をクリック
2. ログインページの「新規登録の方はこちら」をクリック
3. 「企業名・法人番号・メールアドレス」を入力し送信
4. メールアドレスに届いた本登録URLをクリック
5. 企業情報・求人情報を入力し「登録」ボタンを押すと登録完了

登録者から求人に応募があるとメールでお知らせ

「あきた就職ナビ」は**公益財団法人秋田県ふるさと定住機構**が運営しています。

秋田市御所野地蔵田 3-1-1
秋田テルサ 3 階　018-826-1731

求人内容相違によるトラブルが増えています。

ハローワークでは、求人内容相違に関するトラブルの状況によっては、求人者へ事実確認を行い、求人内容の是正指導や、場合によっては紹介保留とさせていただくこともあります。

事例

- 求人票は「正社員」　⇒　実際は「正社員以外」
- 求人票は日給「7,000 円」　⇒　実際は「6,000 円」
- 求人票は社会保険「加入」　⇒　実際は「未加入」
- 求人票は休憩時間「90 分」　⇒　実際は「60 分」
- 求人票は試用期間「なし」　⇒　実際は「あり」

【事業主の方にお願いです！】

採用者には、求人票の内容と実際の労働条件が違う等のトラブルを防ぐためにも、労働条件を明示した書面（「労働条件通知書」等）を交付し、労使双方で内容を確認するようにしてください。

◆労働基準法第15条により、事業主は採用時に労働条件を書面で通知することになっています。◆

お問い合わせ先	ハローワーク秋田　求人部門　【３１#】

2024 年 4 月から労働条件明示のルールが変わります。

労働契約の締結・更新のタイミングの労働条件明示事項が追加されます。

全ての労働契約の締結時と有期労働契約の更新時

1. 就業場所・業務の変更の範囲

有期労働契約の締結時と更新時

2. 更新上限（通算契約期間または更新回数の上限）の有無と内容

併せて、最初の労働契約の締結より後に更新上限を新設・短縮する場合は、その理由を労働者に**あらかじめ**説明することが必要になります。

無期転換ルール※に基づく無期転換申込権が発生する契約の更新時

3. 無期転換申込機会
4. 無期転換後の労働条件

併せて、無期転換後の労働条件を決定するに当たって、就業の実態に応じて、正社員等とのバランスを考慮した事項について、有期契約労働者に説明するよう努めなければならないこととなります。

※同一の使用者との間で、有期労働契約が通算５年を超えるときは、労働者の申込みにより、期間の定めのない労働契約（無期労働契約）に転換する制度です。

お問い合わせ先	秋田労働局 監督課　℡.018－862-6682、秋田労働基準監督署　℡.018－865－3671

ハローワーク秋田　雇用の動き（令和5年6月）

概況（全数）

新規求職者数は無業者が２か月連続で増加したものの、離職者は８か月連続で減少、在職者も２か月連続で減少したことから 1,262 人（前年同月比▲7.5%）で４か月連続の減少となった。有効求職者数は 6,188 人（前年同月比▲3.8%）で 24 か月連続の減少となった。

新規求人数は 3,583 人（前年同月比▲5.2%）で３か月ぶりの減少となった。医療・福祉などで求人の増加がみられたが、電子デバイス製造業で派遣労働者の直接雇用による人手不足の軽減や、運輸業で電気料金や燃料費の高騰に伴う求人の手控え、大手飲食店で人材確保が進み求人数が大幅減少したこと等が減少要因である。有効求人数は 8,180 人（前年同月比▲0.8%）で２か月連続の減少となった。

有効求人倍率は 1.32 倍と前年同月比 0.04 ポイントの上昇となった。有効求人倍率は平成 26 年７月以降９年連続で１倍台で推移している。

旅行客の増加など雇用へのプラス効果が見られる一方、資材・燃料費の高騰や６月からの電気料金の値上げ、１０月開始のインボイス制度への対応など先行きを不安視する事業所が多数見られる。また、7 月 15 日からの大雨の影響など今後の雇用に与える影響を注視していく。

【用語解説】

＊月間有効求人数：前月から繰越された有効求人数（前月末日現在において、求人票の有効期限が翌月以降にまたがっている未充足の求人数をいう）と当月の「新規求人数」の合計数をいう。

＊月間有効求職者数：前月から繰越された有効求職者数（前月末日現在において、求職票の有効期限が翌月以降にまたがっている就職未決定の求職者をいう）と当月の「新規求職申込件数」の合計をいう。

＊月間有効求人倍率：求職者に対する求人数の割合をいい、「月間有効求人数」を「月間有効求職者数」で除して得たもの。

■有効求人倍率（全数）の推移

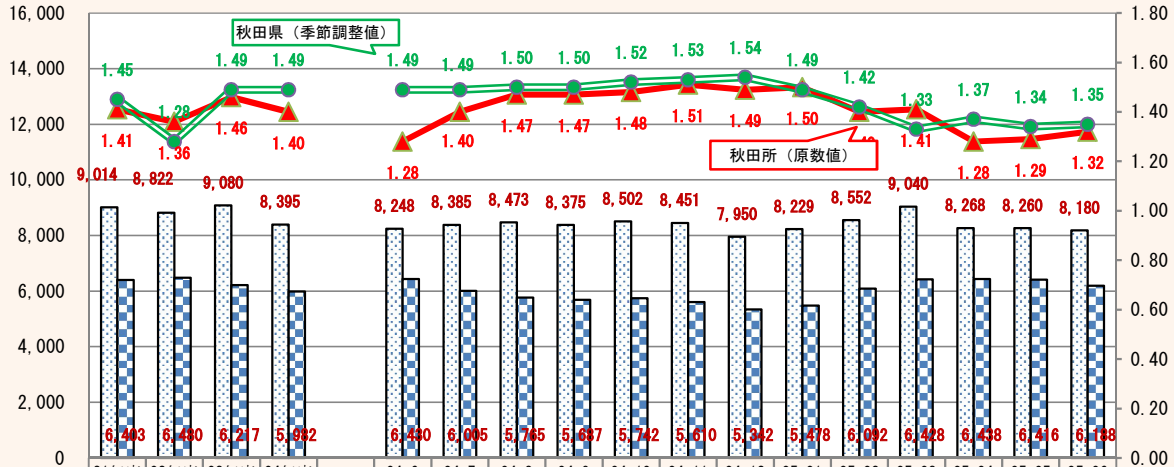

	31年度	02年度	03年度	04年度	04. 6	04. 7	04. 8	04. 9	04. 10	04. 11	04. 12	05. 01	05. 02	05. 03	05. 04	05. 05	05. 06
有効求人数	9,014	8,822	9,080	8,395	8,248	8,385	8,473	8,375	8,502	8,451	7,950	8,229	8,552	9,040	8,268	8,260	8,180
有効求職者数	6,403	6,480	6,217	5,982	6,430	6,005	5,765	5,687	5,742	5,610	5,342	5,478	6,092	6,428	6,438	6,416	6,188
求人倍率（秋田所）	1.41	1.36	1.46	1.40	1.28	1.40	1.47	1.47	1.48	1.51	1.49	1.50	1.40	1.41	1.28	1.29	1.32
求人倍率（秋田県）	1.45	1.28	1.49	1.49	1.49	1.49	1.50	1.50	1.52	1.53	1.54	1.49	1.42	1.33	1.37	1.34	1.35